2019年2月28日 薬事・食品衛生審議会副作用・感染等被害判定第一部会 議事要旨 医薬・生活衛生局

- ○日時 平成31年2月28日(木)
- ○場所 厚生労働省 専用第21会議室
- ○議事
- ○副作用被害判定について
  - 1. 請求等の内訳

新規91件継続16件現況36件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの

125件

内訳

(1)請求どおり支給決定することが適当である

71件

(2)請求期間の一部について支給決定することが適当である

53件

((3)と3件重複)

(3)請求内容の一部について支給決定することが適当である

4件 ((2)と3件重複)

不支給決定することが適当であると考えられるもの

17件

## 3. 主な意見

請求期間の一部について支給決定することが適当である

① 一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる 場合に必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に 対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。

5 2 件

((3)と3件重複)

② 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とする ことが適当である。

1件

請求内容の一部について支給決定することが適当である	
① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められ	
ないため、不支給とすることが適当である。	1件
((2) \( \)	1件重複)
② 障害の状態とは認められないため、不支給とすることが適当で	
ある。	1件
· - 0	1 件重複)
③ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給と	<u> </u>
することが適当である。	1件
•	1件重複)
④ 請求されている障害の程度が政令で定める障害等級1級に該当	工门至汉/
しないため、2級とすることが適当である。	1件
ひないたり、乙枚とすることが過去である。	1  丁
不支給決定することが適当であると考えられるもの	
①疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められ	
	0 /#-
ないため、不支給とすることが適当である。	9件
② 判定不能のため、不支給とすることが適当である。	4件
③ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給と	o til
することが適当である。	2件
④ 入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しない	
ため、不支給とすることが適当である。	1件
⑤ 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とする	
ことが適当である。	1件
<b>※</b> 保留 1 件	
再度審議することが適当であると考えられるもの	1件